

「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための
医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の
整備及び経過措置に関する省令（案）」
に対する意見募集の結果等について

令和4年1月19日
厚生労働省医政局
医 事 課

「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（案）」について、令和3年10月25日から同年11月23日まで御意見を募集したところ、計7件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とこれに対する考え方について、別紙のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

取りまとめの都合上、お寄せいただいた御意見は、適宜要約しております。また、異なる複数の内容を含む御意見については、当該御意見を内容に応じて整理したものもあり、別紙に掲載している御意見の数と集計上の御意見の件数は一致しません。

なお、今回の意見募集の対象となる事項についてのみ別紙に掲載しておりますが、取り上げていない御意見についても、今後の職務の参考にさせていただきます。

御意見をお寄せいただきました皆様に御礼申し上げます。

また、検討の結果、「2. 改正の内容」の「労働時間短縮計画の作成に関する経過措置（第8条）」について、労働時間短縮計画を都道府県知事へ提出するに当たっては医療機関勤務環境評価センターの評価を受けなければならないこととしておりましたが、当該評価については特定労務管理対象機関の指定を受ける際に受審すれば足りるものであることから、当該規定について内容の修正を行っております。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	<p>「医療法施行規則の一部改正」の「④ 継続した休息時間の確保の努力義務関係」にて、「○ 継続した休息時間は、以下のいずれかの方法により確保するよう努めなければならないこととする」としているが、原則を「確保しなければならない」として、「確保できないことは例外的にしか認めない」とすべき。</p>	<p>④の対象医師については、1年の時間外・休日労働時間の上限時間について、「複数月平均80時間以下」という一般労働者の時間外・休日労働の上限を踏まえ、その12箇月分として960時間とすることとしていることから、一般の労働者と同様に、勤務間インターバルの確保については病院等の管理者の努力義務としています。</p> <p>また、特定労務管理対象機関において指定に係る業務に従事する医師については、1年の時間外・休日労働時間の上限について1860時間となることから、当該医師の健康を確保するため、当該医師に対する勤務間インターバルの確保については病院等の管理者の義務としています。</p>
2	<p>中小の病院は当直医を基幹病院の医師に頼っており勤務間インターバルの設定は、数日に一度は休養日を設けるといった柔軟な対応が望ましい。</p>	<p>勤務間インターバルに加えて休日等を取得することを妨げるものではなく、可能な限り休息や休日を取得していただくことが医師の健康確保の観点から重要であると考えております。</p>
3	<p>医師の働き方改革について、救急医療や医師の応召義務に影響が出ないように進めるべきであり、国は、医師の健康増進を進めることにより、医師の日々の負担を減らし、救急医療等への対応がより行われやすくなるようにすべき。</p>	<p>医師の健康を確保することは、医師本人にとってはもとより、医療の質や安全を確保することにつながります。救急医療を始めとした地域医療提供体制の確保に配慮しつつ、医師の働き方改革を着実に進めてまいります。</p>